

適切な行為	不適切な行為
5-4 保護者に養育上の課題や様々な生活課題が見られる場合には、関係機関との連携・協働のもとに保護者を支援する。	①支援の必要性に気づきながらも、アセスメントや関係機関との連携を行わない。
5-5 保護者に不適切な養育、虐待等が見られる場合には、速やかに関係機関に連絡し、関係機関との連携のもとで適切な対応を図る。	①不適切な養育や虐待等に気づいていながら、関係機関に連絡を入れず、自己判断で対応を行う。



OK

【5-1：適切な行為】

保護者に必要な情報を提供することができるよう、社会資源の把握に努める。

NG

【5-3：不適切な行為②】

子どもや家庭に関する情報を支援に活用することなく、職員間の噂話にとどめる。





解説



「関係機関との連携」には、2つの側面があります。1つ目は、地域にどのような社会資源があるのかを把握し、必要に応じて保護者に紹介することです。地域には、子どもや保護者が利用することのできる様々な社会資源があります。園内で子育て支援を行っている、園の外にどのような専門機関や施設があり、地域にどのような人材がいるのかは見えにくいものです。定期的に地域の情報を集め、必要なタイミングで保護者に情報を提供できるよう、園全体で共有しましょう。

イラスト（5-1）では、パンフレットを提示しながら保護者に具体的な情報提供を行っています。このように、「どこで」「いつ」「誰が」「どのような」支援を行っているのかを具体的に伝えること、また正確な情報を届けることが大切です。また、これらの社会資源に関する情報は、保育者が把握するだけでなく、保護者自身がいつでもアクセスできるようにすると、より一層利用がしやすくなります。例えば、地域の関係機関に関する情報を一冊のファイルにまとめた閲覧用ファイルや、自由に持ち帰ることのできるリーフレットやパンフレット等を、保護者が手に取りやすい場所に用意するといった工夫が考えられます。

「関係機関との連携」の2つ目の側面は、必要に応じて関係機関と連携を図ることです。例えば、子ども虐待やDV、経済的困窮、精神疾患、子どもの障害や慢性疾患等、園の機能や保育の専門性のみでは解決できないような課題については、園のみでの対応には限界があります。そのため、子どもや保護者が必要としている支援が受けられるよう、関係機関に橋渡しをしたり、園が直接連絡を入れたりしながら、適切な関係機関との連携を図ることが必要です。そのためにも、地域にどのような専門機関があり、どのような機能や役割があるのかをしっかりと把握しておくことが大切です。

関係機関への連絡は、保育者個人の判断によって行われるものではなく、組織的な判断によって行われるものです。そのため、園全体で適切な情報共有や判断のしくみを検討しておくことが望まれます。イラスト（5-3）では、複数の保育者が子ども虐待の疑いのある状況を共有しています。しかし、園長への報告はなく、休憩室での噂話にとどまっています。このような状況では、子どもや保護者に適切な支援を行うことはできません。

関係機関との連携のためには、組織としての対応を図るための一定のルールを定めておくことが大切です。例えば、「〇〇の状況が見られたら、園長もしくは主任に報告をする」「関係機関との連携は〇〇が行う」「保護者との面談は〇〇が同席する」「記録は〇〇が作成し、〇〇に保管する」「情報共有は〇〇の関係者のみとする」など、具体的な内容を各園で共有しておくことが大切です。その際、

園全体で秘密保持義務（「1. プライバシーの保護」参照）を遵守するために、情報管理の方法や共有の範囲等についても検討しておくことが大切です。

地域における社会資源の例

市区町村役所	医療施設
児童相談所	要保護児童対策地域協議会（要対協）
福祉事務所（家庭児童相談室）	子育て世代包括支援センター
子ども家庭総合支援拠点	こども家庭センター
子ども家庭支援センター	地域子育て相談機関
保健センター	保健所
婦人相談所	配偶者暴力相談支援センター
精神保健福祉センター	利用者支援
児童発達支援センター	児童発達支援事業所
保育所等訪問支援事業	地域子育て支援拠点
ファミリー・サポート・センター	社会福祉協議会
学校	教育委員会
児童館	子ども食堂
図書館	民生委員・主任児童委員

※各自治体や実施主体によって名称は異なります。

（亀崎 美沙子）

⑥ 個別的配慮

【定義】

それぞれの家庭に対して、それぞれの状況等に応じて個別の配慮を行う。

「6. 個別的配慮」に関する「適切な行為」と「不適切な行為」

適切な行為	不適切な行為
6-1 保護者の就労や生活、養育等の状況に応じて、可能な限り必要な保育の提供に努める。	① 正当な理由がなく、必要な保育の提供を拒む。
6-2 子どもや保護者の心身の状況、家族関係、生活状況等の把握に努める。	① 不確かな情報や噂話を鵜呑みにして、正確な状況を把握しない。 ② 個別の配慮が必要であることに気づきながらも、子どもや家族の状況を把握しようとししない。
6-3 養育上の課題や様々な生活課題、心身の障害や健康上の課題等をもつ保護者に、各家庭の実情に応じた個別の支援を行う。	① 支援の必要性を認識しているにもかかわらず、個別の配慮を行わない。 ② 保護者の実情を考慮せず、前例や園のルール等にもとづく対応を強要する。
6-4 外国にルーツをもつ保護者には、その保護者が理解できる方法でコミュニケーションを図る。	① 外国にルーツをもつ保護者とのコミュニケーションを避ける。 ② 保護者の意向を確認せず、一方的に日本語を学習するよう勧める。

コラム①

正当な理由とは？ (6-1)

保育所や認定こども園などの児童福祉施設は定められた時間と日数の間、保育を希望する児童を受け入れなければなりません。ただし、災害やその後の復旧、また、感染症による学級閉鎖のように保育を行うことができない場合や、保育を実施することで子どもや保護者に不利益が生じる可能性がある場合などは、保育を実施しない「正当な理由」にあたると考えられます。

コラム②

「生活課題」とは？ (6-3)

「生活課題」とは、生活全般における様々な課題を指します。例えば、健康上の問題や社会的孤立、就労や貧困、家族問題等が挙げられます。



NG

【6-1：不適切な行為①】

正当な理由がなく、必要な保育の提供を拒む。

OK

【6-2：適切な行為①】

子どもや保護者の心身の状況、家族関係、生活状況等の把握に努める。

いつも祖父母迎えだよな

仕事が早いから朝は
バタバタするのかな？

仕事でお父さんが
いないことが多いんだっけ

時間に追われて
余裕がないのかも

今日は〇〇ちゃんに
ゆったりかかわろう



あの保護者
仕事辞めたらしいよ

そういえばこの間の平日の昼間、
〇〇ちゃんママっぽい人が
スーパーで買い物してるのみたかも

あー



それって本当？

憶測で噂話をするのはよくないよ
状況は正確に確認しないと

NG

【6-2：不適切な行為①】

不確かな情報や噂話を鵜呑みにして、正確な状況を把握しない。

※憶測 はっきりした根拠もなく、いい加減に推しはかること。

保護者には全員
必ず何かの競技に
参加してもらいます



NG

【6-3：不適切な行為②】

保護者の実情を考慮せず、前例や園のルール等にもとづく対応を強要する。



Excuse me...

英語で言われても
ちょっと...

What?

?

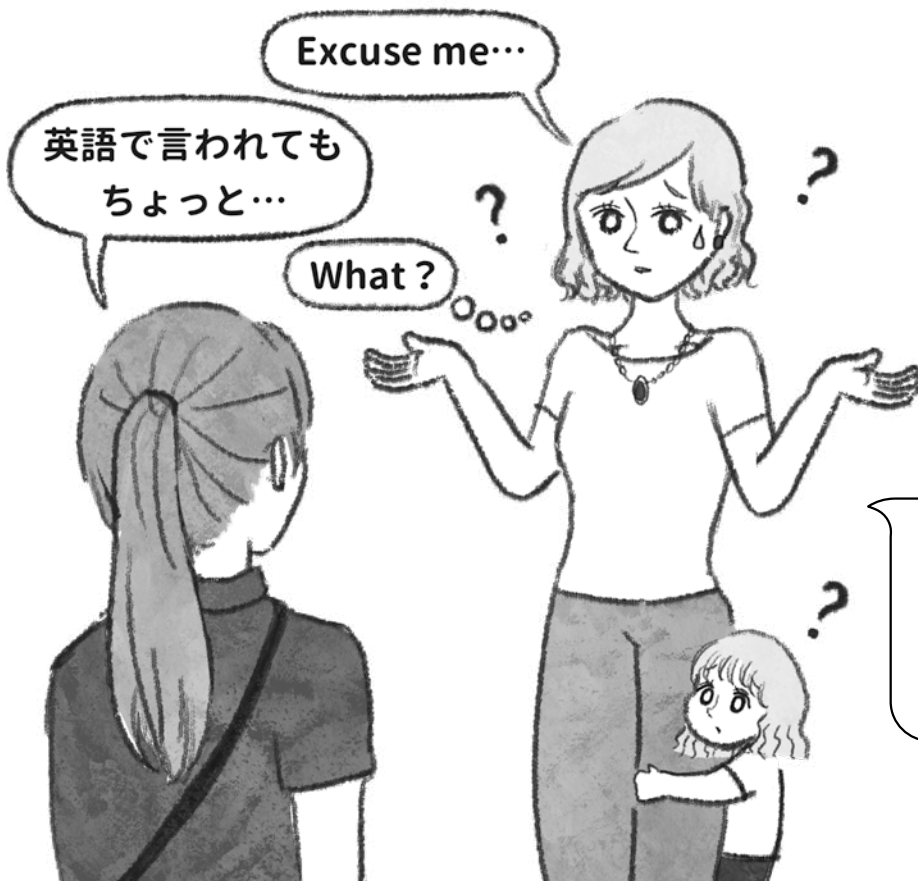
?

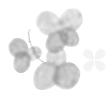
〇〇〇

NG

【6-4：不適切な行為①】

外国にルーツをもつ保護者とのコミュニケーションを避ける。





解説



保護者の就労状況や生活状況等はそれぞれに異なります。そのため、園の文化や慣例を優先するのではなく、一人ひとりの保護者や子どもの状況を把握した上で、保育や子育て支援を行っていくことが求められます。特に、子どもが安心して園生活を送るためには、保護者からの信頼を得ることが大切です。そのためには、それぞれの家庭状況の把握に努め、適切な配慮を行いながら保育や子育て支援を行う必要があります。

例えば、イラスト（6-3）では、日常的に杖を使用している保護者に対して、「運動会では、保護者が必ず競技に参加することになっている」という園のルールに従うことを強要しています。相手の状況を考慮せず、園のルールを優先することは適切とは言えません。また、忘れ物の多い家庭においては、全体の連絡のみだけでなく、個別に持ち物の事前確認を行うなどの保護者への支援を行い、子どもがより園生活を心地よく過ごせるような配慮が必要です。個別の配慮が必要だとわかっているにもかかわらず、「みんな同じだから」「特別扱いは良くない」「保護者の怠慢」と考え、一律の対応しかしないということは、個別的配慮に欠ける態度であると言えるでしょう。

それぞれの家庭の個別のニーズを踏まえながら、保護者の就労や生活、養育等の状況に応じて、開園日や開園時間の範囲内で、可能な限り必要な保育の提供に努めることが大切です。養育上の課題や様々な生活課題、心身の障害や健康上の課題等をもつ保護者に、各家庭の実情に応じた個別の支援を行うためには、その状況の把握に努め、適切に対応しなければなりません。

例えば、衣服が季節に合っていない場合や汚れが目立つ場合には、気温に適した衣服のアドバイスをしながら必要に応じて園で洗濯などを手伝うことが望ましい場合もあります。また、長期間、同じ服装で登園してきたり、清潔が保たれない状況が続いたりする場合には、ネグレクトを疑う必要もあるでしょう。

一方で、同僚間で不平不満を言うだけで支援を行わない、あるいは「汚い・臭い」といった偏見をもったり、差別したりすることは適切な対応とは言えません（「8. 差別の禁止」参照）。

各家庭に応じた個別の支援を行う際には、家庭の状況やその背景をしっかりと把握していく必要があります。しかし、家庭状況の把握はプライバシーに深くかかわることから、保護者に直接的に詳細を尋ねたり、把握した情報を園全体で共有したりすることが難しいという側面もあります。だからといって、家庭状況を把握しようとせず、他の保護者や同僚などの噂話を鵜呑みにし、それを事実かのように扱うことは適切ではありません。それをゴシップのように扱い、話のネタなどにすることなど

は避けましょう。

個別懇談や連絡帳、他の保護者と話す機会などを十分に用意し、その上でゆったりとした雰囲気の中、保護者が園に相談しやすい機会を作っていくことが望ましいでしょう。保護者が何に困っているか、保護者・子どもがよりよい生活を送るためにはどのようなサポートが必要であるのかを考えながら、それぞれの家庭に必要な支援を行うことが大切です。

また、イラスト（6-1）にあるように、園の都合によって利用日数や保育時間を制限したり、休園したりすることは保護者の就労や子育ての支援といった社会的役割を果たすことにはなりません。各家庭の個別のニーズに応じて、保育を実施していくことが大切です。

（高根 模児）

⑦ 子ども理解の促進

【定義】

保護者が子ども理解を深め、養育力を向上させることができるよう、子ども理解の視点を伝えたり、養育モデルを示したりすること。

「7. 子ども理解の促進」に関する 「適切な行為」と「不適切な行為」

適切な行為	不適切な行為
7-1 子どもの教育・保育に関する適切な情報を保護者に提供するように努める。	①保育者の個人的価値観による偏った情報を提供する。 ②根拠が不確かな情報を提供する。
7-2 保護者が子どもの理解を深めることができるよう、日々の対話や連絡帳、おたより、行事、懇談等の様々な機会を活用して、教育・保育の専門性にもとづき子どもの姿を伝える。	①子どもに関する偏った情報や部分的な情報のみを保護者に伝える。
7-3 保護者が保育活動に参加する機会を提供するように努める。	①保育参加や行事等、保護者が保育の活動に参加する機会を設けない。 ②保育活動に参加する機会を設ける際に、保護者の状況を考慮せず、園や保育者の都合を優先する。
7-4 園と家庭で子どもの姿を伝え合い、保護者とともに子ども理解を深める。	①家庭での子どもの姿に関心をもたず、保護者からの子どもに関する情報を軽視する。

ハイハイさせずに立ち上がると
その後必ず発達に問題出ちゃいますよ！



NG

【7-1：不適切な行為②】

根拠が不確かな情報を提供する。

NG

【7-2：不適切な行為①】

子どもに関する偏った情報や部分的な情報のみを保護者に伝える。



OK

【7-3：適切な行為】

保護者が保育活動に参加する機会を提供するよう努める。



家庭

おはようございます!!

最近一人で着替えができるようになってきたんですよ!



園

はいバンザイして～シャツを着せるね



NG

【7-4：不適切な行為①】

家庭での子どもの姿に関心をもたず、保護者からの子どもに関する情報を軽視する。



解説



保護者は、保育者からの情報発信等を通して、保育中の子どもの姿を初めて知ることができます。クラス全体の保育に関する取り組みやその日の大まかな出来事だけでなく、一人ひとりの子どもの姿を把握して各家庭と分かち合うことは、保護者の子ども理解を深める機会へとつながります。また、口頭による情報発信に加え、写真等を活用して子どもの姿を共有することは、保護者の子ども理解を促進するためのより効果的な方法です。

子どもの姿を伝えるための方法として、下記のような多様な場面や機会・方法が考えられます。

保護者が子どもの姿を直接見ることができる機会の例

- ・ 送迎時
- ・ 保育参加
- ・ 保育参観
- ・ 保育公開
- ・ 運動会、親子遠足等の保護者参加の行事

保護者に子どもの姿を伝える機会やツールの例

- ・ 送迎時の会話 ・ 電話やオンラインツール ・ 個別懇談 ・ 個別面談
- ・ クラス懇談 ・ 連絡帳 ・ ICT（アプリ等）を通じた配信
- ・ ドキュメンテーションなど保育記録等の公開や配信

保護者の状況に応じて様々な機会や場面、ツールを効果的に活用し、保護者が子どもの理解を深めることができるよう努めましょう。

（中西 淳也）